	123									460,000	449,100	439,800	436,700	426,900	421,900					
	124									460,500	449,800	440,500	437,500	427,700	422,700					
	125									460,900	450,400	441,300	438,200	428,500	423,400					
	126									461,400	451,100	442,000	439,000	429,300	424,200					
	127									461,900	451,800	442,700	439,800	430,100	425,000					
	128									462,400	452,500	443,400	440,600	430,900	425,800					
	129									462,900	453,100	444,200	441,400	431,800	426,600					
	130										453,800	445,000	442,200	432,600						
	131										454,500	445,800	443,000	433,400						
	132										455,200	446,600	443,800	434,200						
	133										455,700	447,400	444,700	435,100						
	134										456,300	448,100	445,500	435,900						
	135										456,900	448,800	446,300	436,700						
	136										457,500	449,500	447,100	437,500						
	137										458,200	450,200	447,900	438,400						
	138											451,000	448,600	439,000						
	139											451,800	449,300	439,600						
	140											452,600	450,000	440,200						
	141											453,500	450,700	440,700						
	142											454,200	451,400							
	143											454,900	452,100							
	144											455,600	452,800							
	145											456,300	453,500							
再任用職員		—	—	528,300	484,600	469,100	412,100	372,600	354,400	322,000	304,100	298,100	297,700	290,900	289,300	280,800	263,100	—	—	—

備考㈠　統合幕僚長その他の政令で定める官職以外の官職を占める者で陸将、海将又は空将であるものについては、この表の規定にかかわらず、陸将補、海将補及び空将補の㈡欄に定める額の俸給を支給するものとする。

㈡　この表の陸将補、海将補及び空将補の㈠欄に定める額の俸給の支給を受ける職員は、備考㈠の政令で定める官職に準ずる官職を占める者で政令で定めるものとする。

㈢　この表の１等陸佐、１等海佐及び１等空佐の㈠欄又は㈡欄に定める額の俸給の支給を受ける職員の範囲は、官職及び一般職に属する国家公務員との均衡を考慮して、政令で定める。

㈣　退職の日に昇任した職員（その者の事情によらないで引き続いて勤続することを困難とする理由により退職した職員で政令で定めるものを除く。）については、この表の規定にかかわらず、その者の退職の日の前日に属していた階級の欄に定める額の俸給を支給するものとする。